

令和8年度特定健康診査受診率向上対策業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 目的

特定健康診査及び特定保健指導については、被保険者の生活習慣病の予防につながる重要な取組であるが、羽生市国民健康保険における令和6年度特定健康診査受診率は38.4%であり、羽生市国民健康保険第3期データヘルス計画に掲げる令和11年度の目標受診率60%とは大きな乖離がある状況である。

その一方で、これらの取組については、医療費適正化の観点から、多くの被保険者に確実に実施することの重要性が年々高まっている。

そこで、専門の事業者による効果的な個別勧奨通知等を企画提案の上実施することで、特定健康診査の受診率の底上げを図り、併せて、特定保健指導における実態調査を実施し、実施率向上に向けた取組の分析を行い、分析結果等を踏まえた個別の伴走支援を行う。

本業務は、事業者が有する専門的知見や受診勧奨に関するノウハウを活用し、過去の健診データや受診行動分析等に基づく効果的な受診勧奨を実施することにより、健診未受診者の行動変容を促し、受診率の継続的な向上を図ることを目的とする。

なお、委託先業者は公募型プロポーザル方式により募集の上、決定する。

2 業務概要

(1) 業務名

令和8年度 特定健康診査受診率向上対策業務委託

(2) 業務内容

別添「仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(4) 委託上限額

6,231,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

※委託料には、人件費、郵送料、印刷製本費、通信運搬費、機器リース料等、本業務実施に係る全ての経費を含むものとする。

※委託料の支払は、業務完了後、完了検査を行った上で支払うものとする。ただし、羽生市契約規則第19条の規定により、受託者から部分払の請求があり、かつ、市が必要と認めた場合は、既に完了した業務に相応する委託料を部分払することができる。

3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者（以下「参加希望者」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 羽生市暴力団排除条例（平成24年羽生市条例第27号）に基づく措置を受けていない者又は法人及び法人の役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団若しくは同条第6号に掲げる暴力団員及びそれらの利益となる活動を行っている者でない者
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、更生手続開始の決定又は再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者を除く。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者
- (5) 公募開始日から受託候補者決定日までの間において、羽生市から指名停止を受けていない者
- (6) 羽生市競争入札参加資格者名簿に登録がある者
- (7) 国税、県税、市税及び社会保険料に滞納がない者
- (8) 仕様書に定める業務内容について、十分な遂行能力を有し、適正に執行できる体制を有する者
- (9) 個人情報の取扱いに関して、一般財団法人日本情報経済社会推進協会が付与するプライバシーマーク（JISQ15001）を取得している者
- (10) 情報セキュリティマネジメントシステムに関する国際規格ISO/IEC27001（JISQ27001）の認証を取得している者

4 委託業者選定スケジュール

内容	日程
公募開始	令和8年4月14日（火）
質問受付期限	令和8年4月21日（火）17時まで【必着】
質疑回答公表	令和8年4月24日（金）
参加申込書類・企画提案書・見積書提出期限	令和8年4月30日（木）17時まで【必着】
プレゼンテーション審査	令和8年5月8日（金）12日（火） 午後1時30分から※時間は別途通知
審査結果公表	令和8年5月15日（金）
契約締結	令和8年5月下旬

※日程は予定であり、やむを得ない事情により変更となる場合がある。

5 手続等

(1) 要領等の配布

ア 配布期間

令和8年4月14日（火）から4月30日（木）まで

イ 配布場所

羽生市公式ホームページ

ウ 配布書類

- ・公募型プロポーザル実施要領
- ・仕様書
- ・各種様式（様式第1号～第6号）

(2) 質問の受付及び回答

ア 質問受付期限

令和8年4月21日（火）17時まで【必着】

イ 質問方法

質問書（様式第1号）に必要事項を記入の上、電子メール又はFAXにて送信すること。

※送信後は、電話による到着確認を必ず行うこと。

※口頭等での質問は受け付けないものとする。

ウ 回答方法

質問内容を取りまとめ、電子メールで令和8年4月24日（金）に一括回答する。回答によって、本実施要領及び仕様書を追加・修正したものとみなす。なお、必要に応じ、質問内容の一部を伏せる場合がある。

(3) 参加申込書類・企画提案書及び見積書の提出

ア 提出期限

令和8年4月30日（木）17時まで【必着】

イ 提出先

〒348-8601

埼玉県羽生市東六丁目15番地

羽生市国保年金課

ウ 提出方法

持参又は書留郵便（簡易書留又はレターパック）により提出すること。

※窓口持参の場合は、事前に電話連絡をすること。

※郵送の場合、提出期限までに必着とし、不着の場合の責任は、市は負わない。

エ 提出部数参加申込書類：各書類1部

企画提案書類：正本1部、副本8部 計9部

※副本は複写可とする。

オ 提出書類一覧

【参加申込書類】

	提出書類	様式	備考
1	参加申出書	様式第2号	—
2	誓約書	様式第3号	—
3	会社概要及び業務実績	様式第4号	過去5年間の実績を記載
4	プライバシーマーク登録証の写し	—	有効期限内のもの
5	ISO/IEC27001認証登録証の写し	—	有効期限内のもの

【企画提案書類】

	提出書類	様式	備考
1	企画提案書（表紙）	様式第5号	
2	企画提案書（本文）	任意様式	5（3）カを参照
3	見積書	任意様式	見積明細を添付すること。 ※見積明細には、人件費、郵送料、印刷製本費、通信運搬費、機器リース料等、本業務実施に係る全ての経費を項目ごとに記載すること。 ※提出後は記載された内容の変更を認めない。
4	受診勧奨通知サンプル	任意様式	

カ 企画提案書（本文）の作成に関する注意事項

（ア） 様式等

- ・本文の様式は任意とするが、企画提案書（表紙）（様式第6号）と合わせて簡易製本すること。
- ・資料はカラー、白黒を問わない。

(イ) 企画提案書に記載する項目

以下の項目については、全て記載すること。

※内容は全て実現可能なものとし、提出後は、記載された内容の変更を認めない。

	項目
1	特定健診受診率向上の達成に向けての提案
2	勸奨対象者の選定方法及びグループ分け
3	受診率向上のための工夫
4	受診勸奨の効果検証
5	実施スケジュール
6	その他独自提案（独自提案がある場合のみ）
7	実施体制及び人員体制
8	市との役割分担及び業務支援体制
9	個人情報保護並びに安全対策及び危機管理の適正性
10	業務実績

(ウ) 企画提案書類の取扱い

- ・提出書類は、審査に必要な範囲において羽生市が複製できるものとする。
- ・羽生市が企画提案の報告等のために必要な場合は、企画提案書の内容を無償及び無許可で使用できるものとする。
- ・企画提案書の提出後、羽生市の判断により補足資料の提出を求めることがある。

(4) プレゼンテーション審査及び受託候補者の決定

ア 審査日時

令和8年5月8日(金)12日(火)午後1時30分から(詳細な開始時間は、別途通知)

イ 審査場所

羽生市役所 301会議室303会議室

ウ 審査方法

羽生市が設置する羽生市特定健康診査受診率向上対策業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、提出書類及び企画提案書の内容について、プレゼンテーション及びヒアリングによる審査を行う。

エ 実施方法

- ・プレゼンテーションの順序は、参加申出書の到着順とする。郵送で同時に配達されたものについては、事業者名の五十音順の早い方を先とする。
 - ・1者につき参加人数は3名以内とし、参加法人の職員に限る。
 - ・1者につきプレゼンテーション20分以内、質疑応答10分以内とする。
 - ・プロジェクター等を使用する場合は、パソコン、レーザーポインター等は持参すること。
- ※電源・スクリーン・プロジェクターは羽生市で用意可能。その他に必要な機材がある場合は、事前に申し出ること。

(5) 受託候補者の選定方法及び審査基準

ア 選定方法

- ・5(3)カ(イ)の業務内容について、総合得点の高い順に評価順位を決定し、最高得点者を受託候補者として選定する。ただし、評価点が満点の6割に満たない場合は、選考対象外とする。
- ・最高得点者が複数いる場合は、審査員において協議を行い契約候補者を選定する。
- ・参加事業者が1社であった場合も審査を行うものとする。

イ 審査基準

- ・本事業の目的及び下記に掲げる評価基準等に基づき、審査委員会において、提出された書類等に基づき、各審査項目について評価し採点する。

令和8年度羽生市特定健康診査受診率向上対策業務委託 企画提案評価表

審査項目	審査内容		配分	項目計
基本方針等	業務の目的と期待する効果を理解し、その実現に有効なコンセプト、構成になっているか。		10	10
業務実施内容	打合せ・調査・分析及び対策の提案	的確な調査・分析に基づき適切な支援が提案可能となっているか。	5	10
	特定健診受診率及び特定保健指導実施率向上に向けたデータ分析について	ア 受診率及び実施率に相関すると思われる	5	
		イ 分析及びヒアリングの実施手法等は受診率及び実施率向上に資する効果的なものとなっているか。	5	

	通知による未受診者勧奨について	ア 受診率向上に資する科学的根拠に基づいた特徴ある通知物になっているか。	5	10
		イ 対象者に効果的と考えられる通知となっているか。	5	
	特定保健指導実施率向上に向けた伴走支援について	課題や改善点を明確化し、効果的かつ実効性の高い施策が実施可能となっているか。	15	15
	事業の結果報告	受診結果に基づき、公衆衛生の知見や全国比較などの様々な視点をを用いた勧奨の効果検証が行える分析となっており、今後更なる受診率及び実施率向上が期待できる改善策を含んだ結果報告がなされる形となっているか。	10	10
	自由提案	業務を補完するための有効な追加提案があるか。	5	5
業務実施スケジュール	業務全体の具体的なスケジュールが記載されており、効率のかつ効果的に事業の実施ができるような工夫がなされているか。		5	5
業務実施体制	ア 業務を円滑に行う人員・技術を有しているか。市及び関係機関等との連絡体制及び連絡手段は十分か。		5	15
	イ 個人情報保護の観点が遵守されているか。		5	
	ウ 事故があった場合等の危機管理対応等は十分か。		5	
業務実績	ア 当該未受診者勧奨業務と類似した業務において、自治体から受託した実績があるか。		5	10
	イ 厚生労働省が公開している受診率向上ハンドブック等を踏まえた定性・定量的な課題の抽出を行い、対策を講じた特定保健指導実施率向上のための伴走支援を自治体に対し、実施した実績があるか。		5	
見積金額	事業に必要な経費が、効果的、効率的な実施に配慮した		5	5

	形で計上されているか。		
合 計		100点	

(6) 失格

次のいずれかに該当する応募は失格とする。

- ・提出書類に故意に虚偽の記載をした場合
- ・本要領等に記載の要件に適合していると認められない場合
- ・その他本業務の遂行にふさわしくないと認められた場合
- ・審査委員に対し、審査の公平さに影響を与える接触を行った場合
- ・プレゼンテーション審査に出席しなかった場合

(7) 選考結果の通知及び公表

ア 結果の通知

令和8年5月15日（金）に、全ての参加者に結果を書面で通知する。

イ 結果の公表

選考結果は、羽生市公式ホームページで公表する。

受託候補者は事業者名及び評価点を公表し、その他の提案者は匿名で評価点のみ公表する。

ウ 問合せ

評価経過及び審査結果については、電話及びメールによる問合せには応じない。

6 受託候補者決定から事業開始まで

(1) 契約の締結

選考後、受託候補者として選定された者と事業内容や契約金額について協議を行い、協議が整った場合に羽生市と受託候補者の2者で契約を締結し、受託者を決定する。

(2) 契約内容

契約締結後、令和8年5月下旬を目途に羽生市と個別に契約を締結する。

7 留意事項

- ・プロポーザル参加に関する一切の費用は、参加事業者の負担とし、選考されなかったことによる損害等について、市は責任を負わないものとする。
- ・参加申出書を提出後、都合により参加を辞退する場合は、市に連絡の上、速やかに「参加辞退届（様式第6号）」を提出すること。
- ・本プロポーザルで知り得た情報（周知の情報を除く。）は、本プロポーザルの目的以外に使用し、又は第三者に開示し、若しくは漏洩しないこと。
- ・本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、羽生市情報公開条例（平成13年羽生市条例第2号）の規定に基づき、提案書等を公開することがある。
- ・緊急等やむを得ない理由により、羽生市がプロポーザルを実施することができないと判断した場合は、プロポーザルを中止することがある。
- ・業者決定後、市は事業の円滑かつ具体的な実施のために提案内容の変更又は新たな事項の提案を求める場合がある。

8 問合せ先

窓口	羽生市国保年金課国保係
所在地	〒348-8601 埼玉県羽生市東六丁目15番地
電話番号	048-561-1121
FAX番号	048-501-6873
メールアドレス	hoken@city.hanyu.lg.jp
受付時間	平日8時30分から17時15分まで